



青森県基本計画

「選ばれる青森」
への挑戦

支え合い、共に生きる

令和 3 年 度

上北の教育

青森県教育庁 上北教育事務所

“つながり”を意識した取組を

上北教育事務所

所 長 福 士 浩 司

今年度から、中学校において新学習指導要領が全面実施となりました。現段階として、小・中学校では、新学習指導要領に記載されている、育成を目指す「資質・能力」、三つの柱である「知識及び技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力、人間性等」、授業改善の視点である「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」、深い学びの鍵として働かせる「見方・考え方」など、一つ一つの言葉の意味について確認し合い、模索しながら授業実践をしていることと思います。

日々の授業においては、「学習を見通す場面」「振り返る場面」「グループなどで対話する場面」「児童生徒が考える場面」「教師が教える場面」等をどのように設定し組み立てるかにについて、教師一人一人の工夫が求められています。管内の校内研修計画書等からは、それぞれの場面をどのように工夫し授業改善を図ればよいか、各校の実態に即して取り上げ研究を進めていることが分かります。環境面においても、「GIGAスクール構想」の実現に向け、1人1台端末などICT環境の整備が進められています。今年度の行事予定表を見ますと、県及び各市町村教育委員会において、新規にICTの効果的な活用についての様々な研修会が計画されています。

そこで、今年度は次の段階として、様々な言葉、場面、環境等の内容に関し、“つながり”を意識して取り組んでいく必要があると考えます。学習面では、特に「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」について一つ一つの場面をつなげる意識をもち、「主体的・対話的で深い学び」といった一連の学習過程（流れ）の視点で捉えながら、授業改善に努めることが大切です。環境面では、GIGAスクールの環境を整備しても、子供たちに「情報活用能力」を育まなければ、ICTを学習の道具としてうまく使うことができません。ICTの効果的な活用についても、研修会等で学んだ内容を日々の授業実践につなげていくことが重要となります。

また、中央教育審議会答申では、“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働することを求めています。この点からも、教員一人一人が、人と人、人と物や、学校・家庭・地域とのつながりを意識していく必要があります。そして、この“つながり”を意識することが、予測困難な時代を生き抜くための様々な変化に積極的に向き合い他者と協働して課題を解決していく力を育み、学校教育が目指してきた「生きる力」の具現化にもつながるものと考えます。

結びに、管内の教育関係者の皆様方には、常日頃から学校教育及び社会教育のために御尽力いただいておりますことに、深く感謝申し上げます。特に昨年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため様々な制約を受けましたが、皆様方の工夫と熱意により新年度を迎えることができました。引き続きコロナ禍には、学校教育及び社会教育において、制約ばかりでなく対面形式やオンライン形式それぞれの有効性や利用の仕方など、将来的な課題も投げかけられているものと思われます。そのような課題も念頭に、学校教育及び社会教育の両面で連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、様々な“つながり”を意識した取組を進めていただきますようお願い申し上げ、巻頭言といたします。

目 次

青森県教育委員会

青森県教育施策の方針	2
令和3年度 青森県教育委員会の「施策の柱」	3
令和3年度 学校教育指導の方針と重点	4
令和3年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	6
令和3年度 社会教育行政の方針と重点	7
令和3年度 文化財保護行政の方針と重点	8
生徒指導推進要綱	9

教育課（学校教育）

学校教育指導の方針と重点	13
活用してほしい資料一覧	23
令和3年度 学校訪問実施要項	28
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーについて	29
特別支援教育巡回相談員制度について	30
特別支援教育専門家チームについて	32
事故、感染症等の報告	33
児童生徒・職員の事故、火災・自然災害等の場合	33
感染症、食中毒等の場合	33
鳥インフルエンザ等の発生が疑われる場合	35
麻しん・風しん送付票〔様式1〕	36
麻しん・風しんの発生及び措置状況〔様式2-1〕	37
食中毒・経口感染症等の報告（市町村立）	38
新型コロナウイルス感染症に係る出席停止措置状況等連絡票〔資料3〕	39
新型コロナウイルス感染症に係る措置状況〔資料4〕	41

教育課（社会教育）

社会教育行政の方針と重点	44
学校の教育活動などで活用できる社会教育施設及び関連施設	48
令和3年度 教育委員会（社会教育関係）訪問実施要項	52

総 務 課

学校事務訪問	55
令和2年度 学校事務訪問における指導事項	56
令和3年度 学級編制について	57
令和3年度 小・中学校教職員配置基準	58
学務関係提出書類一覧（参考）	61

資 料

令和3年度 上北教育事務所及び三八教育事務所（庶務担当）機構図	65
令和3年度 上北教育事務所及び三八教育事務所（上北担当）事務分掌	66
令和3年度 教育課等事業一覧	68
令和3年度 悉皆研修等一覧	69
令和3年度 学校教育関連事業一覧（特別支援教育、初任研を除く）	70
令和3年度 特別支援教育関連事業一覧	71
令和3年度 初任者研修関連事業一覧	72
令和3年度 初期層教員研修一覧	73
令和3年度 教育行政関連事業一覧	73
令和3年度 社会教育関連事業一覧	74
県教育委員会研究指定校・研究協力校	75
令和3年度 学習指導研究会	75
教育研究会県大会等予定	75
管内小学校一覧	76
管内中学校・県立中学校一覧	79
管内市町村等教育委員会一覧	81
管内学校教育主管課・室指導組織一覧	82
令和3年度 管内小・中学校の所在地	85

青森県教育委員会

青森県教育施策の方針	2
令和3年度 青森県教育委員会の「施策の柱」	3
令和3年度 学校教育指導の方針と重点	4
令和3年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点	6
令和3年度 社会教育行政の方針と重点	7
令和3年度 文化財保護行政の方針と重点	8
生徒指導推進要綱	9

青森県教育施策の方針

青森県教育委員会は、郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓^{ひら}く人づくりを目指します。このため、

夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育
学びを生かし、つながりをつくり出す社会教育
次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用
活力、健康、感動を生み出すスポーツ
を、市町村教育委員会、家庭や地域社会との連携を図りながら推進します。

平成26年1月8日決定

令和3年度 青森県教育委員会の「施策の柱」



1 学ぶ意欲の向上と主体的に探究する人づくり

基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うなど確かな学力の向上を図る。

とりわけ、ICTの活用や外国語教育の充実、防災教育の推進を図り、情報活用能力やグローバルな視野などの新しい時代に求められる資質・能力を身に付けた子どもたちを育成する。



2 あおもりを理解し地域で活躍する人づくり

子どもたちのふるさとの誇りや愛着心を醸成するとともに、学校・地域・県内企業・関係団体とのネットワークを活用しながら、将来の社会や産業を担う人財の育成や子どもたちの県内定着に向けた取組を推進する。

また、特別支援学校生徒の職業スキル等を向上させるなど社会的・職業的自立を促進するほか、若者と地域活動者との交流により地域を担う人財の育成を推進する。



3 子どもを守り支える安全・安心な教育環境づくり

教員が子どもに向き合う時間を確保し、きめ細かな指導を行えるよう、小学校の少人数学級編制や小・中・高等学校、特別支援学校への外部人材・外部専門家の配置・活用等を拡充するとともに、いじめや不登校などに対する相談支援体制や、特別な教育的ニーズのある子どもへの支援体制の充実を図る。

また、学ぶ意志のある高校生等が必要な教育の機会を得られるよう、修学支援等を行う。

さらに、安全・安心な教育環境の整備に向けた取組を推進するとともに、学校・家庭・地域の連携を強化し、社会全体で子どもを育む体制を構築する。



4 スポーツの振興と文化財の保存・活用

幼少期からの体力向上、肥満防止、運動不足解消や、年間を通じてスポーツに親しめる環境づくりを促進するとともに、国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力の向上等を図る。

また、郷土の文化財を知り、魅力を発信できる人財を育成し、かけがえのない文化財の保存・活用や特別史跡三内丸山遺跡等の世界文化遺産登録に向けた積極的な情報発信を行う。

**郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、
新しい時代を主体的に切り拓く人づくり**

令和3年度 学校教育指導の方針と重点

青森県教育委員会

1 方針

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

2 重点

(1) 授業の充実

一人一人の子どもが、各教科及び総合的な学習の時間等において、主体的・対話的で深い学びを通して確かな学力を身に付けることができるよう、言語活動の充実を図りながら、一人一人の能力・適性に応じた指導と学習習慣の育成に努める。

ア 主体的・対話的で深い学びの実現を図る指導計画等の整備

イ 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成に向けた教材研究の深化

ウ 一人一人の学習の過程や成果の的確な把握と指導の改善につながる評価の工夫

エ 各教科等の特質に応じた体験活動や問題解決的な学習を重視した指導の工夫

オ 学校図書館やICTなどを活用した子どもの学びを支援する学習環境の充実

(2) 道徳教育の充実

一人一人の子どもが、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもつことができるよう、教育活動全体を通じて道徳性の育成に努める。

ア 道徳教育を推進する指導体制と全体計画の整備・充実

イ 道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる指導の工夫

ウ 郷土を愛する心を育む指導の充実

エ 道徳科における学習状況及び道徳性に係る成長の様子の継続的な把握と、評価を生かした指導の工夫

(3) 特別活動の充実

一人一人の子どもが、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく築いていくことができるよう、必要な資質・能力の育成に努める。

ア 自主的な態度を育てる学級活動・ホームルーム活動の工夫

イ 自治的な意識を高める児童会活動・生徒会活動の工夫

ウ 児童の個性の伸長を図り、触れ合いを深めるクラブ活動の工夫

エ 集団への所属感や連帯感を深める学校行事の工夫

(4) 体育・健康教育の充実

一人一人の子どもが、生涯にわたって自ら進んで運動に親しみ、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフを送ることができるよう、家庭や地域社会との連携を図りながら、心と体を一体として捉え、健やかな体を育む教育の推進に努める。

ア 運動に親しむ資質や能力の育成及び体力の向上を図る指導の充実

イ 健康に関する知識を身に付け、積極的に健康な生活を実践できる指導の充実

ウ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができる指導の充実

エ 安全に関する情報を正しく判断し、安全を確保することができる指導の充実

(5) 生徒指導の充実

一人一人の子どもが、豊かな生活を送ることができるよう、家庭や地域社会及び関係機関等との連携を図りながら、心の結びつきを基調とした指導を行うとともに、問題行動・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努める。

ア 基本的な生活習慣や自己指導能力を育成する協働的な指導体制の充実

イ 生徒指導の機能を生かした学年・学級・ホームルーム経営の充実

ウ 児童理解・生徒理解に基づいた教育相談の充実

エ 児童生徒が主体となるいじめ防止活動の推進と組織的な対応の徹底

(6) キャリア教育の充実

一人一人の子どもが、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立ができるよう、必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。

- ア キャリア教育指導体制の整備・充実
- イ 現在及び将来の生き方を考える指導・進路指導の充実
- ウ 児童生徒の発達の段階に応じた勤労観・職業観の育成

(7) 特別支援教育の充実

発達障害を含む障害のある子どもが、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するとともに、そのもてる力を最大限に発揮して自立や社会参加ができるよう、一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援に努める。

- ア 校内支援体制の充実
- イ 個別の指導計画の作成と活用による指導の充実
- ウ 個別の教育支援計画の作成と活用による関係機関と連携した支援の充実
- エ 交流及び共同学習による相互理解の促進

(8) 環境教育の推進

一人一人の子どもが、環境と人間とのかかわりについて関心と理解を深め、環境に対する豊かな感受性を養うことができるよう、環境保全に主体的に取り組む態度の育成に努める。

- ア 教科等間の関連を踏まえた指導の工夫
- イ 地域の環境の実態に即した指導の工夫
- ウ 環境にかかわる体験活動の充実

(9) 国際化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、我が国や諸外国の文化と伝統について関心と理解を深めるとともに、国際社会に貢献できるよう、国際理解教育の推進に努める。

- ア 郷土に対する愛着と誇りを涵養する教育の推進
- イ 外国語教育の充実による、外国語を通じたコミュニケーション能力の育成
- ウ 異なった文化や習慣をもつ人々との交流の推進

(10) 情報化に対応する教育の推進

一人一人の子どもが、情報モラルを含む情報活用能力を身に付けることができるよう、系統的・体系的な情報教育の推進に努める。

- ア 情報教育を推進する指導体制の整備・充実
- イ 学習指導におけるＩＣＴの適切な活用の推進
- ウ 情報通信ネットワーク等を適切に活用した教育の推進
- エ 家庭や地域社会と連携した情報モラルに関する指導の充実

(11) 研 修 の 充 実

教員等の資質を高め、教育活動の充実を図るため、計画的・実践的な研修の充実に努める。

- ア 教員等の資質の向上に関する指標を踏まえた研修の推進
- イ 日常的に学び合い、指導力を高め合う校内研修体制の整備・充実
- ウ 教育要領・学習指導要領に基づく実践的研究の充実
- エ 学校の教育課題解決のための実践的研究の充実
- オ 家庭や地域社会と連携し、地域の教育資源を活用した特色ある教育活動の研究・推進

令和3年度 体育・健康・スポーツ行政の方針と重点

1 方針

県民一人一人が、生涯にわたり健やかで活力に満ちた生活を送ることができるよう、学校における体育・健康教育の充実、生涯スポーツ及び競技スポーツの推進に努める。

2 重点

(1) 学校における体育・スポーツの充実

児童生徒が、豊かなスポーツライフの実現を目指し、自ら進んで運動に親しむ資質や能力を身に付け、健康の保持増進と体力の向上を図ることができるよう、学校における体育・スポーツの充実に努める。

- ア 教科体育（保健体育）における学習指導の充実
- イ 体力の向上を図る指導の充実
- ウ 体育（保健体育）担当教員等の研修の充実
- エ 運動部活動の充実

(2) 健康教育の充実

児童生徒が、心身ともに健康で安全な生活について理解し実践できるよう、学校、家庭、地域社会の連携を図り、学校保健、学校における食育及び学校安全を総合的に推進し、健康教育の充実に努める。

- ア 学校保健の充実
- イ 学校における食育の充実
- ウ 学校安全の充実
- エ 健康教育担当教員等の研修の充実

(3) スポーツの推進

県民が生涯にわたり豊かなスポーツライフを実現できるよう、スポーツに親しむ環境づくりと競技力を向上させる環境づくりの充実に努め、スポーツの推進に努める。

- ア ライフステージに応じたスポーツ活動の推進
- イ 学校や地域における子どものスポーツ機会の充実
- ウ 地域のスポーツ環境の整備・充実
- エ 競技スポーツの推進
- オ スポーツによる地域の活性化

(4) 第80回国民スポーツ大会の本県開催に向けた競技力向上の推進

2026年に本県で開催される第80回国民スポーツ大会での天皇杯・皇后杯の獲得に向けた総合的な競技力向上に努める。

令和3年度 社会教育行政の方針と重点

1 方 針

県民が、自己の向上を目指して生きがいのある充実した生活を送るとともに、豊かで住みよい地域社会を形成することができるよう、学びを生かしつながりをつくり出す社会教育の推進に努める。

2 重 点

(1) 学校・家庭・地域の協働による未来を担う人財の育成

- ア 地域学校協働活動の促進
- イ 地域が支えるキャリア教育の充実
- ウ 子どもの読書活動の充実
- エ 家庭教育支援の充実
- オ 青少年の体験活動の充実

(2) 活力ある持続可能な地域づくりに向けた人財の育成

- ア 地域活動の実践者、コーディネーターの養成
- イ 次代の地域を担う若者の育成
- ウ 地域活動に関わる人財のネットワーク形成の支援
- エ 多様な働き方を可能にする学び直しの機会の充実

(3) 生涯を通じた学びと社会参加の推進

- ア 高齢者や障害者を始めとする多様なニーズに応じた学びの機会の充実
- イ 学習成果を生かした社会参加活動の支援

(4) 社会教育推進のための基盤整備

- ア 社会教育推進体制の充実
- イ 社会教育施設の機能の充実と活用の促進
- ウ 社会教育関係職員の養成と資質の向上
- エ 社会教育関係団体等の活動の支援

※人は青森県にとって「財（たから）」であるという基本的な考え方から、ここでは「人材」を「人財」と表しています。

令和3年度 文化財保護行政の方針と重点

1 方針

郷土への愛着と誇りを培い、うるおいと活力のある県民生活を実現するため、次代へ伝える、かけがえのない文化財の保存・活用に努める。

2 重点

(1) 文化財の保護・保存

かけがえのない文化財を次代に伝えるため、適切に管理し、保護・保存に努める。

- ア 文化財を大切にし、守り伝えようとする意識の啓発
- イ 文化財の調査や記録作成の実施
- ウ 国や県の文化財指定の推進
- エ 指定文化財の保存・修理等の支援
- オ 「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界遺産登録に向けた取組との連携協力

(2) 文化財の公開・活用

県民が文化財に興味・関心を持ち、親しめるよう、公開・活用と情報発信に努める。

- ア 文化財の公開・活用の促進と情報発信
- イ 史跡等の公有化や整備の支援

(3) 伝統芸能・技術の継承

地域で生まれ、保存・伝承されてきた伝統芸能や技術の継承に努める。

- ア 伝統芸能・技術の後継者の育成支援と発表機会の充実
- イ こどもの伝統芸能伝承活動の推進

(4) 博物館等施設の機能の充実

県民が文化財に触れ、体験・体感できる機会の充実と情報発信に努める。

- ア 県立郷土館の展示・教育普及・調査研究活動の充実と情報発信
- イ 三内丸山遺跡センターの遺跡及び遺跡の出土品の保存、遺跡に関する調査研究・展示・教育普及活動の充実と情報発信
- ウ 埋蔵文化財調査センターの発掘調査・研究活動と収蔵機能の充実及び情報発信

生徒指導推進要綱

I 趣 旨

各学校においては、すべての児童生徒の人格のよりよき発達を目ざすとともに、一人一人の児童生徒が、明るく充実した学校生活を送ることができるよう、生徒指導の推進に努める必要がある。

本要綱は、各学校が具体的に推進すべき事項とその内容を示し、生徒指導の一層の充実を図るものである。

II 推 進 事 項

- 1 生徒指導体制を確立し、全教職員が協同して指導すること。
- 2 共感的な児童生徒理解に努め指導すること。
- 3 一人一人の児童生徒が充実感や存在感を持てるよう、指導の工夫に努めること。
- 4 家庭や地域社会及び関係機関・団体等との連絡を密にし、協力を得て指導すること。

III 推 進 内 容

1 推進事項1について

- (1) 指導方針や実践すべき内容を明確にして、共通理解を図り、全教職員が協力し合い指導に当たること。
- (2) 学級（ホームルーム）、学年、生徒指導部等でそれぞれ実践すべき指導内容や方法を確認し合い指導に当たること。
- (3) 生徒指導に関する校内研修を計画的、継続的に実施し、指導力の向上に努めること。

2 推進事項2について

- (1) 一人一人の児童生徒の置かれている状況や心情を、児童生徒の立場に立って理解するよう努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒を他の教職員の協力を得ながら、多面的、総合的に理解するよう努めること。
- (3) 上記の児童生徒理解に基づいて、一人一人の児童生徒の個に応じた指導に努めること。

3 推進事項3について

- (1) 一人一人の児童生徒が学ぶ喜びや成就感を味わえるよう、授業の充実に努めること。
- (2) 一人一人の児童生徒にとって、心のよりどころとなる好ましい人間関係に支えられた学級（ホームルーム）づくりに努めること。
- (3) 児童生徒が自主的によりよい学校生活を築いていけるよう、児童会・生徒会活動等の充実に努めること。
- (4) 自然との触れ合いや勤労及び奉仕等の体験的な活動を充実させるよう努めること。

4 推進事項4について

- (1) 学校の指導方針や保護者の考え方などについて、学校と家庭が相互の理解を一層深めるよう努めること。
- (2) 地域の文化活動やスポーツ活動等の諸活動に参加させるなど、地域社会との連携を密にするよう努めること。
- (3) 関係機関・団体等との連携を深め、健全育成などについて望ましい協力関係を築くよう努めること。

IV 推進状況の確認と報告

- 1 校長は生徒指導の推進状況を定期的に確かめながら、指導の改善・充実に努めること。
- 2 学校と県教育委員会及び市町村教育委員会との連携を密にし、生徒指導の充実を図るため、県立学校長にあっては県教育委員会教育長に、市町村立小・中学校長にあっては市町村教育委員会を通して所轄教育事務所に、別に示すところにより、各学期末に児童生徒の指導状況報告書、年度末に生徒指導推進状況報告書を提出すること。